

○申請による運転免許の取消し等事務処理要領の制定について（例規通達）

平成 24 年 3 月 14 日

群本例規第 11 号（免）警察本部長

この度、別添のとおり申請による運転免許の取消し等事務処理要領を制定し、平成 24 年 4 月 1 日から施行することとしたから、適正かつ円滑な運用に努められたい。

なお、申請による運転免許の取消しに関する事務処理要領の制定について（平成 10 年群本例規第 12 号）は、廃止する。

別添

申請による運転免許の取消し等事務処理要領

第 1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 104 条の 4 の規定による申請による運転免許（以下「免許」という。）の取消し（以下「免許の取消し」という。）及び運転経歴証明書（以下「経歴証明書」という。）の交付等に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第 2 免許の取消しの事務処理要領

1 申請の受理

(1) 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、免許の取消しの申請があった場合は、当該申請者が本人であることを確認した上、運転免許取消申請書（別記様式第 1 号。以下「取消申請書」という。）により受理するものとする。この場合において、運転免許課長及び署長は、取消しを受けた申請者に対し、再度免許の取得を行う際に、運転免許試験の一部免除等の優遇措置は執らないことを教示しなければならない。

(2) 運転免許課長及び署長は、免許の取消しの申請の受理に当たっては、申請者が道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 39 条の 2 の 3 各号のいずれにも該当しないことについて、申請者から聴取し、かつ、運転者管理システムによる免許・不適格事実照会をすることにより確認しなければならない。

2 他の種類の免許を受けたい旨の申出の受理

(1) 運転免許課長及び署長は、申請者が法第 104 条の 4 第 1 項後段に規定する他の種類の免許を受けたい旨の申出（以下「申出」という。）をした場合は、令第 39 条の 2 の 2 の表の上欄に掲げる取消しに係る免許の種類ごとに同表の下欄に掲げる受けたい旨の申出をすることができる免許（以下「下位免許」という。）の種類に限定し、取消申請書により受理するものとする。この場合において、当該申請者が法第 103 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当することとなったと疑う理

由があるときは、法第 102 条第 1 項に規定する臨時適性検査を行うものとする。

(2) 署長は、申出を受理した場合は、その者に対し運転免許証交付通知書（別記様式第 2 号）を交付するものとする。

3 申請による運転免許の取消通知書の交付

運転免許課長及び署長は、申請により免許を取り消す場合は、申請者に申請による運転免許の取消通知書（別記様式第 3 号）を交付するものとする。

4 取消しに係る運転免許証の措置

(1) 運転免許課長及び署長は、申請者が取消しに係る運転免許証（以下「免許証」という。）の返還を希望した場合は、さん孔処置を行った後、当該申請者に返還するものとする。

(2) 運転免許課長及び署長は、申請者が取消しに係る免許証の返還を希望しない場合は、返納運転免許証廃棄決裁簿（別記様式第 4 号）により、その結果を明らかにした後、当該免許証を廃棄処分するものとする。

(3) 署長は、申出により下位免許を与える場合は、取消しに係る免許証にさん孔処置を行った後、当該免許証の備考欄に「交付手続中—〇〇免許」及び「申請による〇〇免許取消し一年号〇年〇月〇日」と朱書した上、公安委員会の印を押印しなければならない。

5 免許の登録

(1) 署長は、申請により免許を取り消した場合及び申出により下位免許を与えた場合は、申請による取消事案速報（別記様式第 5 号）により運転免許課長に速報するとともに、速やかに、運転免許証の取消申請について（別記様式第 6 号）及び取消申請書を運転免許課長に送付するものとする。この場合において、署長は、その処理状況を明らかにしておくため、取消申請書の副本を保管しておくものとする。

(2) 運転免許課長は、前記(1)の速報を受理した場合は、警察庁情報処理センターに登録しなければならない。

6 下位免許証の交付

運転免許課長及び署長は、下位免許の免許証の交付に当たっては、申出による運転免許証交付簿（別記様式第 7 号）に必要事項を記載の上、受領印を徴するものとする。

第 3 経歴証明書の事務処理要領

1 交付申請

(1) 運転免許課長及び署長は、前記第 2 の 1 の(1)の申請者から法第 104 条の 4 第 5 項の規定による経歴証明書の交付申請があった場合は、令第 39 条の 2 の 4 に該当する者であることを確認の上、群馬県道路交通法施行細則（昭和 54 年群馬県公安委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）に規定する運転経歴証明書交付申請書（以下「交付申請書」という。）により、受理するものとする。この場合において、交付申請書に添付する申請用写真については、免許の取消しの申請と同時に交付申請書を受理したときは、添付を要しないものとする。

(2) 運転免許課長及び署長は、前記(1)の申請を受理した場合は、経歴証明書用の申請者の顔画像を撮影するものとする。

(3) 署長は、経歴証明書の交付申請を受理した場合は、速やかに、運転経歴証明書

の交付申請について（別記様式第 8 号）及び交付申請書を運転免許課長に送付するものとする。この場合において、署長は、その処理状況を明らかにしておくため、交付申請書の副本を保管しておくものとする。

2 経歴証明書の交付

- (1) 運転免許課長は、署長から送付された交付申請書を受理した場合は、速やかに、経歴証明書を作成し、運転経歴証明書送付書（別記様式第 9 号）により署長に送付するものとする。
- (2) 運転免許課長及び署長は、経歴証明書の交付に当たっては、運転経歴証明書交付簿（別記様式第 10 号）に必要事項を記載の上、受領印を徴するものとする。

3 記載事項変更の届出

- (1) 運転免許課長及び署長は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 30 条の 12 第 1 項の規定により経歴証明書の記載事項の届出があった場合は、規則に規定する運転経歴証明書記載事項変更届出書（以下「記載事項変更届出書」という。）により受理するものとする。
- (2) 署長は、経歴証明書の記載事項変更の届出を受理した場合は、速やかに、運転経歴証明書の記載事項変更届出について（別記様式第 11 号）及び記載事項変更届出書を運転免許課長に送付するものとする。この場合において、署長は、その処理状況を明らかにしておくため、記載事項変更届出書の副本を保管しておくものとする。

4 再交付申請

- (1) 運転免許課長及び署長は、府令第 30 条の 13 第 1 項の規定により経歴証明書の再交付の申請があった場合は、規則に規定する運転経歴証明書再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）により受理するものとする。
- (2) 署長は、経歴証明書の再交付申請を受理した場合は、速やかに、運転経歴証明書の再交付申請について（別記様式第 12 号）及び再交付申請書を運転免許課長に送付するものとする。この場合において、署長は、その処理状況を明らかにしておくため、再交付申請書の副本を保管しておくものとする。
- (3) 再交付に係る経歴証明書の交付については、前記 2 の規定の例による。

5 経歴証明書の返納

運転免許課長及び署長は、府令第 30 条の 14 の規定により経歴証明書が返納された場合は、返納運転経歴証明書廃棄決裁簿（別記様式第 13 号）により、その結果を明らかにして、おおむね 1 月経過後、当該経歴証明書を廃棄処分するものとする。

別記様式省略